

## 社会福祉法人伸康会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～ 令和8年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得率を10%以上にする

女性職員・・・取得率を90%以上にする

<対策>

- 令和6年 7月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討  
(代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など)・実施
- 令和6年10月～ 育児休業取得開始日から5日間を有給とする制度を導入する

目標2：小学校入学前までの子を持つ職員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和6年 6月～ 職員のニーズの把握、検討開始
- 令和6年10月～ 制度導入  
社内報や説明会による職員への短時間勤務制度の周知

目標3：令和7年4月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和6年 7月～ 職員へのアンケート調査
- 令和6年10月～ 各部署に問題点の検討
- 令和7年 4月～ ノー残業デーの実施